

福島県企業局庁舎等維持管理業務の委託契約に係る入札参加者の 資格審査等に関する要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号。以下「規程」という。）第231条の規定に基づき、企業局が発注する福島県企業局庁舎等の公有財産の維持管理に関する業務（以下「庁舎等維持管理業務」という。）の委託契約に関し、競争入札に参加することができる者の資格審査、競争入札等の方法による契約の締結、入札結果の公表等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「条件付一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札をいう。

2 この要綱において「業務執行権者」とは、庁舎等維持管理業務の契約事務を直接所掌する企業局の課長（以下「本庁課長」という。）及びいわき事業所長（以下「事業所長」という。）をいう。

第2章 庁舎等維持管理業務請負業者の資格審査

(有資格者名簿の使用)

第3条 競争入札に参加する者の資格について審査を容易にするため、福島県庁舎維持管理業務の委託契約に係る入札参加者の資格審査等に関する要綱（平成15年7月29日施行。以下「県要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき作成される庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）副本を企業局及びいわき事業所（以下「事業所」という。）において使用するものとする。

(資格に関する通知等)

第4条 業務執行権者は、有資格者が競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格を定める件（平成15年福島県告示第783号）の第1の第1号又は第2号のいずれかに該当することを知ったときは、速やかにその旨を企業局長に報告するものとする。

2 企業局長は、前項の報告を受けたときは、その旨を総務部施設管理課長（以下「施設管理課長」という。）に通知するものとする。

第3章 競争入札等の方法による庁舎維持管理業務委託契約の締結

(競争入札の基本原則)

第5条 予定価格が100万円を超える庁舎等維持管理業務の委託契約を締結する場合は、条件付一般競争入札の方法によることとする。ただし、これにより難い特別な事情があるときは、指名競争入札等の方法により委託契約を締結することができる。

(庁舎等維持管理業務入札参加条件等審査委員会)

第6条 条件付一般競争入札における入札参加資格の設定等について公正を期するため、企業局に庁舎等維持管理業務本庁入札参加条件等審査委員会（以下「企業局審査委員会」という。）、事業所に庁舎等維持管理業務事業所入札参加条件等審査委員会（以下「事業所審査委員会」という。）を置く。

2 前項で定める企業局審査委員会及び事業所審査委員会については、企業局工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和52年7月1日制定。）第4条に定める測量等企業局指名運営委員会及び第5条で定める測量等公所指名運営委員会をもってこれを充てる。

(企業局審査委員会)

第7条 企業局審査委員会は、本庁課長が直接所掌している庁舎等維持管理業務の委託契約に関する次に掲げる事項について審議する。

- (1) 入札参加資格の設定の適否
- (2) 随意契約（予定価格が100万円を超えるものに限り、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定により行うものを除く。）の理由及び相手方の選考の適否
- (3) その他企業局審査委員会が行うこととされた事項

(事業所審査委員会)

第8条 事業所審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業所長が所掌する庁舎等維持管理業務委託契約に関する入札参加資格の設定の適否
- (2) 随意契約（予定価格が100万円を超えるものに限り、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により行うものを除く。）の理由及び相手方の選考の適否
- (3) その他事業所審査委員会が行うこととされた事項

(入札参加資格の設定の基準)

第9条 委託業務の入札参加資格の設定は、「福島県企業局庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領（平成21年2月18日付け20企業第1950号企業局長通知。以下「実施要領」という。）第4条に掲げるものの中から必要に応じ設定するものとする。

(企業局における入札参加資格の設定)

第10条 本庁課長は、前条の設定基準に基づき入札参加資格設定案を作成し、条件付一般競争入

札参加資格条件設定内申書（様式第12号）（以下「内申書」という。）に実施要領第5条で定める条件付一般競争入札参加資格条件設定調書（以下「条件設定調書」という。）を付して、企業総務課長に送付するものとする。

- 2 企業総務課長は、前項の送付を受けたときは、企業局審査委員会に対し、入札参加資格の設定について審議を行うよう求めなければならない。
- 3 企業局審査委員会は、前項により求められた審議の結果について、庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札参加資格条件設定審査結果書（様式第14号）（以下「審査結果書」という。）を作成し、保管するものとする。
- 4 企業総務課長は、前項の審議結果を条件付一般競争入札参加資格条件設定審査結果通知書（様式第13号）（以下「審査結果通知書」という。）により、第1項で送付を受けた課長へ通知するものとする。
- 5 本庁課長は、企業局審査委員会の審議結果に基づき、入札参加資格を設定するものとする。

（事業所における入札参加資格の設定）

第11条 事業所長は、第9条の設定基準に基づき入札参加資格案を作成し、内申書及び条件設定調書を付して、事業所審査委員会に対し、入札参加資格の設定について審議を行うよう求めなければならない。

- 2 事業所審査委員会は、前項により求められた審議の結果について、審査結果通知書により事業所長へ通知するものとする。また、審議の結果について、審査結果書を作成し、保管するものとする。
- 3 事業所長は、事業所審査委員会の審議結果に基づき、入札参加資格を設定するものとする。

（庁舎等維持管理業務指名運営委員会）

第12条 指名競争入札に参加する者の選定の公正を確保するため、企業局に庁舎等維持管理業務企業局指名運営委員会（以下「企業局指名委員会」という。）、事業所に庁舎等維持管理業務事業所指名運営委員会（以下「事業所指名委員会」という。）を置く。

（企業局指名委員会）

第13条 企業局指名委員会は、本庁課長が直接所掌している庁舎等維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者の選定、指名基準の運用状況、その他本庁指名委員会の権限に属することとされた事項について調査審議する。

（事業所指名委員会）

第14条 事業所指名委員会は、事業所の庁舎等維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者の選定について調査審議するものとする。

（指名基準）

第15条 業務執行権者は、指名競争入札に参加する者の選定を行う場合において、次の各号

に掲げる者を指名することはできない。

- (1) 契約の履行において、その性質上特殊な技術又は資格を有する者に行わせる必要があるときは、当該技術又は資格を有しない者
- (2) 著しい経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下の事実があり、契約不履行となるおそれがあると認められる者
- (3) 入札に付する契約と同種類の契約を他者と締結している者で、その履行が完了していないために当該入札に付する契約を併せて履行することが困難と認められる者

(企業局における指名競争入札に参加する者の選定)

第16条 本庁課長は、前条に規定する指名基準に基づき、指名競争入札に参加する者の選定案を作成し、福島県企業局庁舎等維持管理業務委託業者指名選考内申書（様式第15号）を企業総務課長へ送付するものとする。

- 2 企業総務課長は、前項の送付を受けたときは、企業局指名委員会に対し、指名競争入札に参加する者の選定に関する審議を行うよう求めなければならない。
- 3 企業総務課長は、前項の審議結果を福島県企業局庁舎等維持管理業務委託業者指名選考審査結果書（様式第15号）により、第1項で送付を受けた課長へ通知するものとする。
- 4 本庁課長は、企業局指名委員会の審議結果に基づき、指名競争入札に参加する者を選定するものとする。

(事業所における指名競争入札に参加する者の選定)

第17条 事業所長は、第15条に規定する指名基準に基づき、指名競争入札に参加する者の選定案を作成し、事業所指名委員会に対し、指名競争入札に参加する者の選定について審議を行うよう求めなければならない。

- 2 事業所指名委員会は、前項により求められた審議の結果について、事業所庁舎等維持管理業務指名競争入札参加者審査結果書（様式第16号）を作成し、保管するものとする。
- 3 事業所長は、事業所指名委員会の審議結果に基づき、指名競争入札に参加する者を選定するものとする。

(随意契約の理由や相手方の選考)

第18条 第10条及び第11条の規定は、随意契約の方法により委託契約を締結しようとする場合における相手方の選考について準用する。この場合、内申書には随意契約により契約しようとする理由を記載するものとする。

- 2 企業局審査委員会又は事業所審査委員会は、審議の結果、随意契約による契約が適当でないと認める場合には、代替の方法を示すものとする。

第4章 入札結果の公表

(入札結果の報告)

第19条 業務執行権者は、競争入札により執行した入札の結果を、庁舎等維持管理業務入札結果報告・公表書（様式第17号）により、企業総務課長に契約締結後7日以内に報告しなければならない。

（入札結果の公表）

第20条 この要綱の規定に基づき執行した入札の結果については、次の各項に定めるところにより、閲覧の方法により公表するものとする。

- 2 公表する内容は、庁舎等維持管理業務入札結果報告・公表書（様式第17号）によることとし、発注事業所名、入札執行日、庁舎維持管理業務の名称、場所、概要、入札に参加した者又は指名した者の商号又は名称、名簿登録番号、入札者の各回の入札金額、落札額及び契約額とする。
- 3 公表の場所は、次のとおりとする。
 - （1） 企業総務課
本庁機関が執行した入札の結果は、企業総務課内に設置する閲覧所において、公表するものとする。
 - （2） 事業所
事業所が執行した入札の結果については、当該事業所内に設置する閲覧所において、公表するものとする。
 - （3） 県政情報センター
前2号のほか、本庁機関及び事業所が執行した入札の結果は、県政情報センターにおいて、公表するものとする。
- 4 公表の時期は、契約締結後14日以内とする。
- 5 公表の期間は、契約を締結した日の属する年度とする。
- 6 企業総務課長は、第19条の規定に基づき提出された庁舎等維持管理業務入札結果報告・公表書の写しを県政情報センターに送付し、県政情報センターにおける閲覧の用に供するものとする。
- 7 企業総務課内閲覧所及び事業所内閲覧所には、庁舎等維持管理業務入札結果公表閲覧簿（様式第18号）を備え、閲覧者に記載させるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年7月30日から施行し、同日以後に起工する庁舎等維持管理業務について適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に起工する庁舎等維持管理業務について適用する。

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に起工する庁舎等維持管理業務に

ついて適用する。